第35回入善町農業委員会議事録

平成26年6月6日午後1時30分から第35回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

 1番綿利秋
 2番中島茂樹
 3番泉征幸
 4番長田昭

 5番小澤吉孝
 8番鍋嶋太郎
 10番舟見友憲
 11番窪野俊和

 12番酒井良博
 13番松原二美榮
 14番上島幸夫
 16番米山義隆

17番 福島信子 18番 若島せつ子

欠席委員 4名

6番 福澤満夫 7番 寺崎敏明 9番 眞岩確成 15番 野島 浩

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 竹 島 秀 浩 入善町農業委員会 係 長 上 田 久 志 入善町農業委員会 主 事 上 田 敬 章 入善町農業委員会 主 事 柳 澤 拓 也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第124号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第125号 農地法第4条の規定による意見進達について

日程第5 議案第126号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第6 議案第127号 入善町農業委員会の平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評

価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決

定に関する件について

議長(鍋嶋 太郎)

皆さん、お疲れ様です。田植えも終わり、大豆の作業を盛んにしているところと思います。

最近は、物騒なことが多くおこっておりまして、水路暗渠の鉄板の盗難が県東部から県下全域で発生しております。また、教育委員会からの情報ですが、不審者が出ているようで、地区の方でパトロールを行うなど、皆さんのご協力もお願いしたいと思います。

さて、昨日まで東京に行っており、農林水産省の会議に参加しておりましたが、その中で、農地中間 管理機構の話になりました。富山県では、農林水産公社が機構として動き始めたところですが、内容が はっきりしていないことが、まだありまして、当初、機構に預ければ、同じ人に預け直しになっても地 域集積協力金は交付されるということでしたが、最近では、同じ人に戻るのでは対象にならないという話になってきていたので、担当事務局と話しまして、地域の話合いで分散錯圃解消のため同じ人に戻るということになる場合だってあることを伝えたところ、もう一度考えてみますとのことでした。国の方は、まだ統一された見解を持っていないようですから、これからどうなるか注視したいものです。

富山県のように担い手への集積が進んでいるところと、進んでいないところでの機構の必要性は変わってきまして、担い手の少ないところでは、機構を利用して、株式会社などの企業の進出により新規の担い手が出てくると思いますが、入善町のように担い手が多いところでは考えにくいことであります。

そんな中ではありますが、富山市婦中で大きな会社がトマト農場を作る計画が進んでおります。私も現場を見たところ、大変な山間の中を開拓しまして、4haほどの敷地にハウスを建てておりました。富山県内だけでなく、関西方面へ卸すことを前提に進めているとのことです。このような形で、企業の進出がどんどん進んでくるのではないかと思うところであります。

そうすると、話題となっております、農協や農業会議所、農業委員会の改革が進むことで、下手すると、儲けだけの農業ばかりとなり、地域の農業が衰退することも懸念されるところで、そんなことがおこらないよう、地方のことをも考えた政策をすすめるよう国へ働きかけていきたいところであります。 我々の任期も残すところ、1月ばかりとなりましたので、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第35回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番中島委員と3番泉委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第124号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第124号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、神林〇〇番、神林〇〇番、神林〇〇番。台帳地目、現況地目ともに 田。合計面積は7,123㎡です。

譲渡人は、入善町神林○○番地の○○さん、譲受人は、同住所の○○さんです。

○○さんと○○さんは親子で、権利関係を整理するために今回の申請となりました。

申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は住居から徒歩約5分で通作に支障はないと

見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲渡人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、 当該申請は信託の取引ではないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、6ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は7,123㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため 転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、綿委員に頂いております。

次に、申請番号2番、農地の所在地は、下山○○番。台帳地目、現況地目ともに田。面積は1,909㎡です。

譲渡人は、入善町下山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、権利関係を整理するため今回の申請となりました。申請番号2番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離が住居地から約1,400mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、 当該申請は信託の取引ではないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は234,162㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員に頂いております。

最後に、申請番号3番、農地の所在地は、小杉〇〇番、小杉〇〇番。台帳地目、現況地目ともに田。 合計面積は1,311㎡です。 譲渡人は石川県金沢市鳴和〇〇丁目〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町小 杉〇〇番地の〇〇さんです。

申請番号3番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離が住居地から約200mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、 当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認めれるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、 いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は60,945㎡であるため、要件を満たす と考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため 転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていること考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長に頂いております。

以上3件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番の確認をしました。事務局からの説明のとおりで、権利を整理するため生前贈与により 行われるもので、権利移転後も引き続き農地として適正に管理されると認められることから、問題ない と考えます。

事務局

申請番号2番については、寺崎委員が確認を行っておりますが、本日欠席をしておりますので、伝言を預かっております。

「申請の土地は、譲受人がもともと耕作をしていたところということで、問題ありません。」とのことです。

議長(鍋嶋 太郎)

申請番号3番については、私が確認しました。譲渡人は、県外に住んでおり、耕作できないため、近くの農家へ譲り渡すこととなりました。譲受人においては、経営規模も十分であり、譲り受ける農地も有効活用できると認められ、適正な申請と考えられます。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

ご意見はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第124号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第125号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第125号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町吉原〇〇番の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は77㎡です。 申請者は、富山市山田湯〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は一般住宅敷地です。

申請者の〇〇さんは、現在、富山市の妻の実家で生活していますが、申請地を含む土地を相続したのを契機に、既存住宅を取り壊し、住宅を新築する計画としたところ、一部転用許可を得ないまま宅地化してしまっていたことが判明したため、今回、農地転用の事後申請を行うものです。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、既存宅地と合わせた面積は343m²であり、住宅の面積基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のbによる、「住宅用地等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるもの」に該当すると認められることから、市街化傾向のある区域、第2種農地であると判断します。

第2種農地の許可基準としては、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められるため、「第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる」とされ、代替可能性勘案の必要がないことから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書の確認印については、福島委員にいただいております。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、宅地化していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上1件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

福島委員

現地確認をしてきましたが、既に田としての境界もわからず、宅地として一体的に利用されていました。本人も田として登記されていることを知らず、反省していますし、住居を新築するには必要な転用ですので、今回の申請は適当であると考えます。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第125号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第126号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第126号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1と2は、1つの事業ですので、あわせて説明いたします。

申請地は、入善町若栗新〇〇、若栗新〇〇、若栗新〇〇の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は11,464 ㎡です。譲渡人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さん、入善町福島〇〇番地の〇〇さんの計2名で、譲受人は、黒部市沓掛〇〇番地の〇〇株式会社です。転用目的は一時転用の「陸砂利採取」で、契約内容は賃借権の設定となっております。

申請者の○○株式会社は、土建材料の製造販売をはじめ、建設工事や産業廃棄物の収集・運搬など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて、土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから、今回の転用申請となりました。

今後、2ヵ年の計画期間で、11,464 ㎡の申請地から 48,342 ㎡の砂利を採取し、58,010 ㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利

採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書の確認印については、福澤委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

現地の確認を行った委員から補足説明をお願いしたいのですが、確認しております福澤委員は欠席しておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

欠席の福澤委員より伝言を預かっております。

「土壌改良を含めた一時転用であり、周辺の同意も得られていることから問題はないと考えます。」とのことです。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

若栗新〇〇、若栗新〇〇、若栗新〇〇は、一枚の農地だと思いますが、同じ農地の内、申請されていない部分はどうするのでしょうか。

事務局

残地については、畑として利用する予定とのことです。

また、若栗新○○の残地については、境界を波板として、水田として利用するとのことです。

長田委員

埋め戻しの土砂は、どこから、どういう計画で埋め戻すのですか。

事務局

山土砂を埋め戻す計画となっております。

長田委員

この工事における地下水への影響については、考慮されているのでしょうか。

議長(鍋嶋 太郎)

県によると、地下水への影響については、掘削していて実際に地下水が出てきたとき考慮するそうで、 このような陸砂利採取のための一時的な利用の場合は、地下水へ影響が出ないよう掘削の深さ等が指導 されているようです。

そのため、工事期間中の現場確認も、私たち農業委員の役割の一つだと考えますので、よろしくお願

いします。

議長(鍋嶋 太郎)

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第126号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第127号、入善町農業委員会の平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第127号、入善町農業委員会の平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日20経営第5791号)に基づき、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。平成26年6月6日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを公表することになっています。

流れとしては、3月までに案を作成し、4月の農業委員会で審議した案を町のホームページなどで30日以上の期間、公表します。そして、地域の農業者等から意見や要望を募集し、その意見を踏まえて最終的にまとめたものを、6月の農業委員会で決定し、決定したものを再びホームページなどで公表する、という流れになります。

4月の農業委員会でも、今回の議案と同様の平成25年度の点検・評価案、平成26年度の活動計画案を審議していただいています。4月の農業委員会では、これらの案を公表することについて決定をいただいたところです。これを受け、町のホームページにおいて、4月16日から5月16日までの1ヶ月間公表し、住民の皆さんからの意見を募集しました。その意見を盛り込んだものが、今回の議案書7ページからの点検・評価案及び活動計画案となっています。今回は、意見を募集した結果をもとに最終的にまとめたこれらの案を、決定していただきたいと思います。

意見募集の結果としては、議案書の一番最後のページにありますが、地域の農業者等からの意見はありませんでした。寄せられた御意見等の総数: 0件、全て「該当なし」となっています。

これが点検・評価及び、活動計画の中にどのように反映されているかというと、まず、「平成25年度の 点検・評価」の中の「法令事務」については、11ページに意見をまとめる様式になっておりまして、全 て「計0件」となっています。

法令事務のうち遊休農地に関する評価と、促進等事務に関する評価については、それぞれ案に対する

意見と、意見を踏まえた評価の決定を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標に対する評価」の決定、「活動に対する評価」の決定は、特に意見がありませんでしたので、「評価の案」をそのまま記載しています。

次に「平成26年度の活動計画」についても、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた目標及び活動計画を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標及び活動計画」は、特に意見がありませんでしたので、「目標案及び活動計画案」をそのまま記載しています。

結果として、4月に皆さんに審議していただいた案のままとなっており、このとおり決定してよろしいか、ということで審議をお願いします。

そして、今回決定されて完成となりますと、再び町のホームページで公表されるということになります。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

活動の点検・評価、活動計画については、住民の皆さんからの意見がなかったということで、案の通りで問題ないと思いますが、点検・評価の項目にあった遊休農地の件で、最後に0.4haだけ残った耕作放棄地について、どうにかしたいものですね。

遊休農地のパトロールを今後も行い、耕作放棄地が増えないようしていかなければいけません。

米山委員

耕作放棄地を上手く利用し、解消することができればいいですね。

議長(鍋嶋 太郎)

他に何かご意見等はございませんか。

それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第127号、入善町農業委員会の平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

まず、富山県農業施策に関する政策提案についてです。これは、毎年、富山県農業会議が、県内各市町村農業委員会からの農業に対する意見をとりまとめ、富山県知事に対して農業施策の提案をするものです。今年も昨年同様に、農業施策に関する幅広い意見を集約したいと思いますので、ご意見をよろしくお願いします。

次に、農地中間管理事業についてです。農地中間管理事業については、これまでも何回かご説明させていただきましたが、6月に入り、事業がいよいよ進みだすということで、改めて簡単にご説明いたします。

農地中間管理事業とは、県内では機構として指定を受けた公益社団法人富山県農林水産公社が、農地の中間的受け皿となって、農地を集積・集約化する事業です。入善町ではこの業務の一部を既に同様の

事業を実施している入善町農業公社で受託予定であります。

従来事業との比較としまして、農地の貸し借りの相談や契約手続き、賃料の設定や手数料については、 従来どおり、入善町農業公社で行います。ただし、契約相手の名義は公益社団法人富山県農林水産公社 となります。また、機構を介して農地を受けたい場合は、事前に借受希望者への応募が必要となります。 利用権設定については、出し手から機構へは、従来どおり、農業委員会で決定し、町で公告することに なりますが、機構から受け手への利用権設定は、農業委員会は意見をすることができるだけで、機構が 決定し、県が認可・公告することになります。

スケジュールについては、6月下旬から受け手の公募を約2ヶ月間行う予定です。7、8月頃には、地域への説明として、啓発パンフレットを配布することとしております。出し手の受付につきましては、随時行い、従来どおり、農業委員会で決定し利用権を設定いたします。第1回目の受け手への配分計画については、11月農業委員会で審議することとなり、12月中に県の認可・公告となります。2回目におきましても、同様の流れとなりまして、4月農業委員会で配分計画を審議しまして、その後、県の認可・公告となる予定です。

機構を利用することのメリットとして、従来のような、個々の出し手に対する支援と新たな支援として、地域に対する支援とがあります。

続きまして、農業委員会委員選挙日程の確認です。

6月20日に立候補予定者説明会がありまして、7月1日に告示となります。立候補者が定数を超えた場合は、7月6日に投票となります。立候補予定者説明会については、選挙管理委員会から農協の各支店長と生産組合長会の会長宛に案内状を送っており、この説明会で立候補手続き等の説明が行われます。また、退任される方への感謝状の贈呈式と、選任による委員の選任書の付与式については、今のところ7月18日(金)の9時から予定しております。確定しましたらまたご案内しますので、よろしくお願いします。

この農業委員会委員選挙が行われることに伴いまして、富山県農業会議より、農業新聞購読の継続、普及拡大に関する申し合わせを行うよう依頼がありましたので、申し合わせを読み上げます。

全国農業新聞の購読の継続ならびに普及拡大に関する申し合わせ。

わが国の農業・農村は大きな変革の局面にある中、地域の農業者に農政情報や新たな制度の仕組みを わかりやすく伝えるとともに、農業・農村現場の実態や生の声を的確に把握し発信することがいま求め られている。

このため、農業委員会法第6条第2項第5号に基づく法令業務として、組織紙である「全国農業新聞」 を活用した農業委員会と農業者、地域住民との「信頼の絆(きずな)づくり」を強力に推進しなければ ならない。

よって、われわれはこの度の農業委員選挙に当たり、農業委員の再任、退任にかかわらず、改選後も全員が全国農業新聞を継続して購読するとともに、農業者をはじめ関係者に広く普及推進をすることをここに申し合わせる。平成26年6月6日、入善町農業委員会。

次に、毎年お配りしていますが、今年も富山県農業会議より、農地の有効利用と無断転用防止を訴えるのぼり旗が届いています。自宅や公民館に掲げるなど、農地パトロールの際や地域住民への啓発活動にご活用くださいますよう、よろしくお願いします。

最後に、農業者年金に関しまして「農年だより」が届いております。農業者年金は、国民年金1号被保険者で農業に従事する60歳未満の者であれば、経営者だけでなくその配偶者や後継者も加入することができます。是非、加入推進をよろしくお願いします。以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

農政情報や新たな制度の仕組みを把握するためにも、農業新聞を普及させていきましょう。

政策提案については、多面的機能支払や機構集積協力金の対象農地に、都市計画の用途地域内の農地を含まないということについて、現場の実情を無視したものであると思いますので、取り上げたらよいのではないでしょうか。他にもご意見等があれば、事務局までよろしくお願いします。

それでは、他にご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第35回入善町農業委員会を閉会いたします。 次回は、6月30日 月曜日、午後3時30分から行います。

(閉会 午後2時25分)